

## 令和5年米子市議会9月定例会議案

令和5年9月1日

議案番号	案 件	主 管 課	説 明
7 1	米子市組織条例の一部を改正する条例の制定について	調 査	<p>令和5年10月に糶町庁舎の供用を開始することに合わせて、これまでの営繕業務と共に、公共建築物の長寿命化等を推進するための体制を整備するため、既存の組織の見直しを行おうとするもの</p> <p>〔改正内容〕</p> <p>都市整備部の所掌事務のうち「建築に関する事項」を整理し、「公共建築に関する事項」として総務部の所掌事務とすることとする。</p> <p>〔施行期日〕</p> <p>令和5年10月1日</p>
7 2	米子境港都市計画地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	都市創造	<p>両三柳北業務地区地区整備計画区域について、条例による建築物の制限を設けるため、改正しようとするもの</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <p>1 両三柳北業務地区地区整備計画区域において、建築物の用途等について次のとおり制限を設けることとする。</p> <p>(1) 用途の制限</p> <p>次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>ア 物品販売店舗</p> <p>イ 展示場</p> <p>ウ 自動車修理工場</p> <p>エ 事務所</p> <p>オ アからエまでに掲げる建築物に附属し、当該建築物と用途上不可分の関係にある建築物</p> <p>(2) 容積率の最高限度 10分の20</p> <p>(3) 建蔽率の最高限度 10分の6</p> <p>(4) 高さの最高限度 13メートル</p>

			<p>(5) 壁面の位置の制限 道路境界線及び隣地境界線から2メートル以上離すこと。</p> <p>(6) 緑化率の最低限度 100分の5</p> <p>(7) 垣等の構造の制限 生け垣又は高さ0.6メートル以下の基礎部分の上に開放的なフェンスを施したもの若しくは当該基礎部分と植栽を組み合わせたものとする。</p> <p>2 緑化率の最低限度に関する規定に違反した場合における建築物の設計者又は工事施工者は、20万円以下の罰金に処することとする。</p> <p>[施行期日] 公布の日</p> <p>[参考法令]</p> <p>1 建築基準法（昭和25年法律第201号） 第68条の2（市町村の条例に基づく制限）第1項</p> <p>2 都市計画法（昭和43年法律第100号）</p>
73	米子市特別医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	保険年金	<p>特別医療費の助成制度における児童に係る一部負担金を廃止することとするため、所要の整備を行おうとするもの</p> <p>[主な改正内容]</p> <p>1 児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者）に係る医療費について市が助成する額は、医療費の全額（現行：医療費の全額から一部負担金の額に相当する額を控除して得た額）とすることとする。</p> <p>2 1は、この条例の施行の日以後に受ける療養又は医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療に係る医療費の助成については、なお従前の例によることとする。</p> <p>[施行期日] 令和6年4月1日（一部公布の日）</p> <p>[関係法令] 鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正す</p>

			る条例（令和5年鳥取県条例第28号） 令和5年7月7日公布 令和6年4月1日施行（一部施行日別途）
74	米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について	市民税	控除対象特定非営利活動法人の指定の期間を更新するため、改正しようとするもの 〔改正内容〕 市民税の寄附金税額控除の対象となる法人（特定非営利活動法人ハーモニカレッジ）に対する寄附金の支出の期間を、令和5年10月15日から令和10年10月14日まで（現行：平成30年10月15日から令和5年10月14日まで）の期間に更新することとする。 〔施行期日〕 令和5年10月15日 〔参考法令〕 1 地方税法（昭和25年法律第226号） 2 米子市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（平成26年米子市条例第1号）
75	米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	こども支援	行政手続の簡素化による市民の負担軽減を図るため、教育委員会が個人番号を利用することのできる事務として、就学援助に関する事務を追加するとともに、当該事務を処理するための特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるため、改正しようとするもの 〔改正内容〕 教育委員会が個人番号を利用することのできる事務及び当該事務を処理するために市長が提供することのできる特定個人情報として、次のとおり追加することとする。 (1) 個人番号利用事務 就学が困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する援助に関する事務であって、規則で定めるもの (2) (1)の事務を処理するために提供することができる特定個人情報 ア 住民票関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 生活保護関係情報

			<p>エ 外国人生活保護関係情報</p> <p>[施行期日]</p> <p>令和6年6月1日</p> <p>[参考法令]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）</li> <li>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（平成28年個人情報保護委員会規則第5号）</li> <li>3 米子市要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助実施要綱（令和5年8月1日施行）</li> </ol>
76	米子市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	住宅政策	<p>市営住宅について、管理代行制度及び指定管理者制度を導入するため、所要の整備を行おうとするもの</p> <p>[主な改正内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 入居者の公募の方法に、ホームページを追加することとする。</li> <li>2 市は、鳥取県住宅供給公社に、公営住宅の管理の全部又は一部を行わせることができることとし、その管理の対象となる事務は、次に掲げる事務の範囲内で、市と鳥取県住宅供給公社とが協議して定めるものとする。</li> </ol> <p>[管理の対象となる主な事務]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 入居者の公募</li> <li>(2) 入居者の選考及び決定</li> <li>(3) 同居、入居の承継、住宅の増築等の承認</li> <li>(4) 明渡しの請求</li> <li>(5) 収入超過者に対する住宅のあっせん等</li> <li>(6) 収入状況の報告の請求等</li> <li>(7) 駐車場の管理</li> <li>(8) 管理上必要となる検査及び指示</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>3 市は、法人その他の団体であって市が指定するもの（指定管理者）に、改良住宅、</li> </ol>

			<p>再開発住宅、従前居住者用住宅及び準特定優良賃貸住宅（公営型）（いずれも共同施設を含む。）の管理に関する次に掲げる業務を行わせることができることとする。</p> <p>(1) 入居の申込み、収入の申告等の受付に関すること。</p> <p>(2) 入居の決定並びに家賃及び敷金の決定の補助に関すること。</p> <p>(3) 駐車場使用許可の補助に関すること。</p> <p>(4) 家賃及び敷金並びに駐車場使用料の徴収の補助に関すること。</p> <p>(5) 維持管理に関すること。</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、市長に専属する権限に基づく事務を除くもの</p> <p>4 鳥取県住宅供給公社による公営住宅の管理及び指定管理者による改良住宅等の管理に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができることとする。</p> <p>[施行期日] 令和6年4月1日</p> <p>[参考法令] 公営住宅法（昭和26年法律第193号）</p>
77	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について	経済戦略	<p>米子インター西産業用地整備事業に係る洪水調節池新設工事に係る工事請負契約の締結についての議決（令和5年3月23日議決）の一部を変更しようとするもの</p> <p>変更事項</p> <p>地下水に対する対策のための底版部直下へのフィルター層の設置に伴う契約金額の増</p> <p>「159,423,000円」</p> <p>↓（+19,951,800円）</p> <p>「179,374,800円」</p>
78	工事請負契約の一部を変更する契約の締結について	経済戦略	<p>次のとおり工事請負契約の一部を変更する契約を締結しようとするもの</p> <p>工 事 名 米子インター西産業用地整備事業に係る敷地造成工事（2工区）</p> <p>相 手 方 米子市日原820番地1</p>

			<p style="text-align: center;">株式会社エイ・エイチ・エイ</p> <p>変更事項</p> <p style="text-align: center;">地盤改良工における固化材の添加量の増加 及び混合方法の変更に伴う契約金額の増</p> <p style="text-align: center;">「128,615,300円」</p> <p style="text-align: center;">↓ (+24,281,400円)</p> <p style="text-align: center;">「152,896,700円」</p>
79	令和5年度米子市一般会計補正予算（補正第4回）	財政	明細別紙
80	令和5年度米子市介護保険事業特別会計補正予算（補正第2回）	財政	明細別紙
81	令和4年度米子市一般会計等の決算認定について	財政	一般会計及び国民健康保険事業特別会計ほか7特別会計の決算認定
82	令和4年度米子市水道事業会計の決算認定について	水道局	水道事業会計の決算認定
83	令和4年度米子市水道事業会計剰余金の処分について	水道局	令和4年度米子市水道事業会計剰余金のうち、2億6,498万1,840円を建設改良積立金として処分し及び当年度の補填財源として使用した後の未処分利益剰余金について同額を資本金に組み入れ、849万6,000円を土地の売却に伴い処分し及び同額を資本金に組み入れ、並びに1,750万円を減債積立金として処分しようとするもの
84	令和4年度米子市下水道事業会計の決算認定について	下水道企画	下水道事業会計の決算認定
85	令和4年度米子市下水道事業会計剰余金の処分について	下水道企画	令和4年度米子市下水道事業会計剰余金のうち900万円を減債積立金として処分しようとするもの
報告18	令和4年度決算に基づく米子市の健全化判断比率について	財政	<p>令和4年度決算に基づく米子市の健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）を、監査委員の意見を付けて報告するもの</p> <p>・実質赤字比率 実質赤字額が発生して</p>

			<p>いないため、算定されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連結実質赤字比率 実質赤字額が発生していないため、算定されない。</li> <li>・実質公債費比率 8.2%</li> <li>・将来負担比率 53.0%</li> </ul>
報告19	令和4年度決算に基づく米子市の公営企業における資金不足比率について	財政	<p>令和4年度決算に基づく米子市の公営企業における資金不足比率を、監査委員の意見を付けて報告するもの</p> <p>※全ての公営企業（水道事業・下水道事業・米子インター周辺工業用地整備事業・米子インター西産業用地整備事業）において、資金不足額は生じていない。</p>
報告20	議会の委任による専決処分について（工事請負契約の締結についての議決の一部変更について）	経済戦略	<p>米子インター西産業用地整備事業に係る敷地造成工事（1工区）に係る工事請負契約の締結についての議決（令和5年3月23日議決）の一部を変更したもの</p> <p>処分年月日 令和5年8月21日</p> <p>変更事項</p> <p>地盤改良工における固化材の添加量の増加及び混合方法の変更に伴う契約金額の増</p> <p>「188,425,600円」</p> <p>↓（+6,778,200円）</p> <p>「195,203,800円」</p>
報告21	議会の委任による専決処分について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について）	下水道営業	<p>法律上、市の義務に属する交通事故による損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 令和5年7月3日</p> <p>市側の過失割合 10割</p> <p>損害賠償額 16万7,211円</p> <p>相手方</p> <p>甲 三重県津市西丸之内36番25号 株式会社ハピネライフー光</p>

			<p>代表取締役 小 島 克 己</p> <p>乙 島根県安来市在住の個人</p> <p>事故の概要</p> <p>令和5年5月24日、下水道部の職員が、公共下水道への接続の普及に関する業務のため下水道部所属の軽貨物自動車（以下「市自動車」という。）を運転し、米子市旗ヶ崎三丁目地内の法定外公共物（道路）において、市自動車を方向転換させるため後退させていたところ、後方に停止していた相手方乙が運転する相手方甲の軽乗用自動車（以下「相手方自動車」という。）の前部に衝突し、相手方自動車を損傷させたもの。人身事故なし。</p>
報告22	議会の委任による専決処分について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について）	市民一	<p>法律上、市の義務に属する交通事故による損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 令和5年8月21日</p> <p>市側の過失割合 10割</p> <p>損害賠償額 9万6,875円</p> <p>相手方</p> <p>甲 米子市在住の個人</p> <p>乙 米子市在住の個人及びその法定代理人</p> <p>事故の概要</p> <p>令和5年6月8日、市民生活部の職員が、住民実態調査に係る業務のため、米子市立明道小学校敷地内において、総務部所属の普通乗用自動車（以下「市自動車」という。）を後退させて駐車しようとしていたところ、市自動車の後部が、上記場所に駐車していた相手方甲の小型乗用自動車（以下「相手方自動車」という。）の前部に接触し、相手方自動車を損傷させ、及び相手方自動車に乗車していた相手方乙に頸椎捻挫<sup>けい</sup>の傷害を負わせたもの</p>
報告23	米子市債権管理条例に基づく非強制徴収債権等の放棄について	調査	米子市債権管理条例に定めるところにより非強制徴収債権等を放棄したことについて報告す



			<p>るもの</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">令和5年3月31日付けで放棄した非強制徴収債権等</td> </tr> <tr> <th>種 類</th> <th>件 数</th> <th>金 額</th> </tr> <tr> <td>生活保護費返還金</td> <td>34</td> <td>4,702,534円</td> </tr> <tr> <td>錦海団地分譲契約解除違約金</td> <td>1</td> <td>1,803,291円</td> </tr> <tr> <td>錦海団地分譲契約遅延損害金</td> <td>1</td> <td>845,565円</td> </tr> <tr> <td>市営墓地管理料</td> <td>2</td> <td>10,320円</td> </tr> <tr> <td>市営住宅上下水道入居者負担金</td> <td>4</td> <td>16,588円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>42</td> <td>7,378,298円</td> </tr> </table>	令和5年3月31日付けで放棄した非強制徴収債権等			種 類	件 数	金 額	生活保護費返還金	34	4,702,534円	錦海団地分譲契約解除違約金	1	1,803,291円	錦海団地分譲契約遅延損害金	1	845,565円	市営墓地管理料	2	10,320円	市営住宅上下水道入居者負担金	4	16,588円	合 計	42	7,378,298円
令和5年3月31日付けで放棄した非強制徴収債権等																											
種 類	件 数	金 額																									
生活保護費返還金	34	4,702,534円																									
錦海団地分譲契約解除違約金	1	1,803,291円																									
錦海団地分譲契約遅延損害金	1	845,565円																									
市営墓地管理料	2	10,320円																									
市営住宅上下水道入居者負担金	4	16,588円																									
合 計	42	7,378,298円																									
報告24	米子市債権管理条例に基づく水道事業に係る非強制徴収債権等の放棄について	調 査	<p>米子市債権管理条例に定めるところにより水道事業に係る非強制徴収債権等を放棄したことについて報告するもの</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">令和5年3月31日付けで放棄した非強制徴収債権等</td> </tr> <tr> <th>種 類</th> <th>件 数</th> <th>金 額</th> </tr> <tr> <td>水道料金</td> <td>345</td> <td>1,273,607円</td> </tr> <tr> <td>修繕工事費</td> <td>2</td> <td>11,083円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>347</td> <td>1,284,690円</td> </tr> </table>	令和5年3月31日付けで放棄した非強制徴収債権等			種 類	件 数	金 額	水道料金	345	1,273,607円	修繕工事費	2	11,083円	合 計	347	1,284,690円									
令和5年3月31日付けで放棄した非強制徴収債権等																											
種 類	件 数	金 額																									
水道料金	345	1,273,607円																									
修繕工事費	2	11,083円																									
合 計	347	1,284,690円																									

(追加予定議案)

	工事請負契約の締結について	こども施設	米子市東こども園（仮称）新築建築主体工事
	工事請負契約の締結について	こども施設	車尾小学校教室棟大規模改修建築主体工事

	工事請負契約の締結について	住宅政策	市営河崎住宅50R 1棟長寿命化改善建築主体 工事
	財産の取得について	こども施設	米子市東こども園（仮称）厨房機器